

第 2 1 号議案

加東市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

加東市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市国民健康保険条例の一部を改正する条例

加東市国民健康保険条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の右に「の事務」を加える。

第 2 条の見出し中「の委員の定数」を削り、同条第 1 項中「国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号。以下「法」という。）第 1 1 条第 2 項の規定により市に設置する協議会の名称は、加東市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

第 8 条中「国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

第21号議案 要旨

加東市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定（要旨）

1 改正理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）により国民健康保険法の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 国民健康保険運営協議会の名称を定めること。（第2条関係）
- (2) 所要の文言整理を行うこと。（第1条及び第8条関係）

3 施行期日 平成30年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(市が行う国民健康保険_____)</p> <p>第1条 市が行う国民健康保険_____については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(国民健康保険運営協議会<u>の委員の定数</u>)</p> <p>第2条 <u>国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(保健事業)</p> <p>第8条 市は、<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）</u>第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(市が行う国民健康保険<u>の事務</u>)</p> <p>第1条 市が行う国民健康保険<u>の事務</u>については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(国民健康保険運営協議会_____)</p> <p>第2条 <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により市に設置する協議会の名称は、加東市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。</u></p> <p><u>2 協議会の委員の定数は、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(保健事業)</p> <p>第8条 市は、<u>法</u>_____第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>